


県税の納付場所（各種の窓口）とその他便利な納税方法

● 窓口での納付場所

- 県税事務所
- 自動車税管理事務所（自動車税（軽自動車税）環境性能割および自動車税種別割に限ります。）
- 金融機関（本・支店）

銀行	横浜、スルガ、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、第四北越、山梨中央、北陸、静岡、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、新生、あおぞら
信用金庫	横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨
信用組合	神奈川県医師、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ、小田原第一、相愛
その他	県内農業協同組合、中央労働金庫、神奈川県信用農業協同組合連合会

- ゆうちょ銀行および郵便局（神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都および山梨県内）

備考 ペイジーマーク  が印刷されている納税通知書（納付書）で納付される場合は、全国のゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で納付することができます。

- コンビニエンスストア（自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税に限ります。）
 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店（ただし、無人端末機を除く。）

備考1 バーコードが印刷されている納付書に限ります。

2 納付書1枚につき納付額が30万円までのお取扱いとなります。

● 電子納税

- 地方税共通納税システムを利用した納税


次の県税については、eLTAX（地方税ポータルシステム）で電子納税の手続をした場合、地方税共通納税システムを利用してダイレクト方式等により納付することができます。

- ・ 法人県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 特別法人事業税
- ・ 県民税利子割
- ・ 県民税配当割
- ・ 県民税株式等譲渡所得割

注意事項 領収証書は発行されません。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

- Pay-easy（ペイジー）を利用した納税

ペイジーマーク  が印刷されている納税通知書（納付書）はペイジーを利用して、インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM（現金自動預払機）から納付することができます。

注意事項 領収証書は発行されません（納税証明書も送付しません。）。

※ インターネットバンキングなどの接続や操作方法、ATMの設置場所や操作方法は金融機関によって異なります。詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

■ インターネットを利用したクレジットカード納税

自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税は、スマートフォン等から専用の納付サイトにアクセスし、カメラ機能を使って納税通知書（納付書）に記載のバーコードを読み取り、クレジットカード情報を入力することで、24時間納付手続きができます。（納付書のバーコードの画像データを納付サイトへアップロードすることにより、パソコンでも手続きをすることができます。）

次のブランドマークがあるクレジットカードが利用可能です。



- ・ 納税額に応じたシステム利用料がかかります。
- ・ 分割払いやリボ払いを選択された場合、別途クレジットカード会社が定める手数料がかかることがあります。
- ・ 金融機関や県税事務所の窓口、コンビニエンスストア店頭ではクレジットカードでの納税はできません。
- ・ クレジットカードで納税できるのは納税通知書（納付書）のCVS収納用バーコード下部の番号内に記載の「バーコード取扱期限」までです。
- ・ なお、バーコード取扱期限当日は、午後11時30分までに手続きを完了してください。

注意事項 領収証書は発行されません（納税証明書も送付しません。）。

※ 継続払いはできません。送付される納税通知書の内容に沿って、毎年手続きをしていただく必要があります。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

■ スマートフォン決済アプリを利用した納税

自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税は、次のスマートフォン決済アプリの請求書支払い機能を利用して納税できます。スマートフォン決済アプリによる納税手続は、納付書のバーコードを読み取ることで行います。



- ・ 納付上限額は、納付書1枚あたり30万円です。

注意事項 領収証書は発行されません（納税証明書も送付しません。）。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。



口座振替（自動払込み）による納付手続をされている方へ

現在、口座振替（自動払込み）による自動車税種別割または個人事業税の納付手続をされている方が、クレジットカードまたはスマートフォン決済アプリによる納税を行う場合には、事前に口座振替（自動払込み）を解除（廃止）する手続が必要です。

これらの方法による納税を希望される場合には、以下の期限までに、現在利用中の口座振替・自動払込みの解除手続を完了してください。完了されますと、バーコードが記載された納税通知書（納付書）が送付されます。

- ・ 個人事業税（令和4年度分）：第一期分 令和4年7月8日
第二期分 令和4年10月7日

- ・ 自動車税種別割（令和5年度分）：令和5年3月31日

詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

● 口座振替・自動払込みによる納税

自動車税種別割および個人事業税は、銀行などの口座振替や、ゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込みにより納税できます。

口座振替や自動払込みを利用される方は、預（貯）金口座がある取扱金融機関、県税事務所または自動車税管理事務所（自動車税種別割のみ）へ口座振替依頼書・自動払込利用申込書（取扱金融機関や県税事務所などに備えてあります。）を提出してください。

- 取扱金融機関……………47ページに記載の金融機関（あおぞら銀行のBANK支店を除く。）のほか、全国のゆうちょ銀行（郵便局）
- 利用可能な預貯金……当座預金、普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金および通常貯金
※ 納税者ご本人名義の預（貯）金口座またはご本人が指定された口座に限ります。

県税の納税証明書

県税の納税証明書（証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。）が必要な場合には、県税事務所等（自動車税管理事務所は自動車税種別割のみ）に請求することにより交付を受けることができます。

● 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

自動車の車検（継続検査または構造等変更検査）の際に必要な自動車税種別割の納税証明書の提示は省略できます。

〔国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税種別割の納税確認が電子化されたことによるものです。〕

注意事項

- 自動車税種別割の納付後、電子的に納税確認が可能となるまでには、一定の期間（約10日間）が必要です。

納付後すぐに車検を受ける場合には、県が発行する納税証明書が必要となります。

納税通知書（納税証明書付きの納付書）で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで納めていただくと、納税通知書の右片が「納税証明書」として使用できます。

- 電子納税を利用して納税した場合は、車検（継続検査または構造等変更検査）用の納税証明書は送付しませんのでご注意ください。

車検用納税証明書が必要な場合は、最寄りの県税事務所または自動車税管理事務所で交付を受けることができます。なお、この場合には、交付手数料はかかりません。

<請求方法>

次の項目を控えたメモなどをご用意のうえ、県税事務所等（56ページ参照）へ交付請求してください。

- ・ 自動車のナンバープレートの番号
- ・ 自動車の車台番号
- ・ 登録名義人の住所
- ・ 登録名義人の氏名

郵送で請求する場合は、上記の4項目とともに、車検用の納税証明書の交付を受けたい旨と昼間連絡がとれる電話番号をメモ用紙などに記載のうえ、切手をはった返信用封筒（信書便もご利用いただけます。）を同封して、県税事務所等にお送りください。

● そのほかの納税証明書

■ 請求方法

<電子申請での請求>

県の電子申請システム「e-kanagawa電子申請」から交付請求することで、県税事務所に出向くことなく、郵送で納税証明書を受け取ることができます。

対象証明書	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税 所得年を指定した「課税額・納付済額・未納額」についての証明書 法人県民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。） 事業年度を指定した「課税額・納付済額・未納額」についての証明書 自動車税種別割 登録番号を指定した「滞納のないこと」の証明書 ※ 継続検査または構造等変更検査用を除く。
申請できる方	納税者本人のみ（法人の場合は代表者または社員に限ります。）
必要なもの	パソコンやスマートフォン等の端末 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業税：納税通知書等に記載の納税通知書番号 法人県民税・事業税等：申告書用紙、納付書用紙等に記載の管理番号 自動車税種別割：納税通知書等に記載の登録番号
手数料	1税目1年度につき400円 支払いはクレジットカード決済、Pay-easy（ペイジー）決済またはスマートフォン決済
申請方法	パソコンやスマートフォン等から「e-kanagawa電子申請」を利用します。申請受付後、申請内容を確認のうえ、納税証明書を申請者の住所に郵送します。

※ 請求から納税証明書の交付まで一週間程度かかりますので、お急ぎの場合は最寄りの県税事務所の窓口でご請求ください。

<窓口または郵送での請求>

最寄りの県税事務所の窓口にお越しいただくか、郵送で請求することによって、納税証明書の交付を受けることができます。なお、自動車税管理事務所は自動車税種別割のみの取扱いとなります。

申請できる方	納税者本人・代理人（委任状の提出が必要です。）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書交付請求書^{※1} 委任状（代理人の方が請求する場合） 窓口で請求される場合は、お越しになる方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証など）
手数料	1件につき400円（税目、事業年度、課税客体ごとにそれぞれ1件として数えます。）
郵送による請求方法	納税証明書交付請求書に必要事項を記載のうえ、交付手数料分の定額小為替証書または普通為替証書および切手をはった返信用封筒（信書便もご利用いただけます。）を同封して、県税事務所等（自動車税管理事務所は自動車税種別割のみ）まで郵送してください。 代理人の方が請求する場合は、委任状および代理人の本人確認書類（個人番号カード ^{※2} 、運転免許証、健康保険証 ^{※3} などの写し）も同封してください。

※1 納税証明書交付請求書は、窓口を用意してあります。また、県税ホームページ「県税便利帳」の「納税証明書の請求方法について」のページからダウンロードできます。

※2 個人番号カードは表面のみ写しを提出してください。

※3 健康保険証の写しは保険者番号、被保険者等記号・番号を復元できない程度に塗り潰してください。

県税を期限までに納めない

● 延滞金

納期限までに県税を納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

また、県税事務所等からは文書や電話で納税の催告を行いますが、それでも納めていただけない場合は、財産（預金・給料・売掛金・不動産など）の差押えなど、やむを得ず滞納処分を行うこととなります。

● 加算金

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（軽自動車税）環境性能割、軽油引取税について、事実より少なく申告をしたり、期限内に申告をしなかったり、また税を免れようとした場合に徴収されます。